

〔研究ノート〕

トクヴィルの救貧論

稲井 誠

はじめに

1. 「社会問題」について

2. トクヴィルの救貧論

§ 1. 「アメリカの民主主義」における貧困問題

§ 2. 「救貧をめぐる覚え書き」を巡って

I. 文明と貧困

II. 公的扶助・個人的慈善の狭間で

3. 「労働の権利」・アソシアシオンを巡って

4. トクヴィルの「自由主義」

——まとめにかえて

はじめに

貧困とその救済に関わる問題は、(前世紀から問題となり)、革命期においても一つの解決すべき主要な問題をなした。フランス革命期の人々は、貧困者に対する扶助を「国民的負債」とみなしたが、扶助に対する貧困者の権利は限定的な権利で、個人の自立性の原則と労働による社会への参入の原則に制約され、文明の発展がこの権利の限定的な性格を確証すると考えた。また怠惰は専制によって助長される悪徳で、それゆえ革命後には減少するものと考えられた(Rosanvalon [1990] pp. 153-4)。しかしこのような楽観的な立場は、大衆の貧困状態(paupérisme)の出現によって裏切られることになる。R.カステルによれば、ポーベリズムは物乞い(mendiant)とは、決定的に異なるものとされる。というのも物乞いは社会空間の周辺に存在する徘徊者を表わすに過ぎないが、前者が表現するのは富の生産の過程のまさに中心に記されている大衆の排除された状態(désaffiliation)であるからである。そして、

「まず最初にポーベリズムは、18世紀流のリベラルの楽観主義の失敗を認める巨大な欺瞞である。量的には制限された性格にもかかわらず、それが提起するものは、部分的な問題ではない。なぜならそれが表わすのは、19世紀の初頭の未曾有の歴史的資料であり過去との真の断絶であるからだ。」(Castel [1995] p. 230)

ポーベリズムは、このように「過去との真の断絶」を示すだけでなく、「単なる扶助によって対処することはできず、社会組織の土台自体までを疑問に付し、財産権と援助を受ける権利

〔キー・ワーズ〕

ポーベリズム, 自由主義, 社会問題, 労働の権利, アソシアシオン

の一貫性を破壊する恐れを持つ」ことになる (*op. cit.*, p. 155)。この事態にいかに対処するかが19世紀の自由主義に問われることになる。つまり従来の扶助とは異なるが社会の土台には決して手を触れることのないような扶助の形態を摸索することが問われたのである。このような挑戦に立たされた自由主義の問題の1つとして、本稿はトクヴィルの救貧論を考察していくことになる。

このようなポープリズムにいかに対処するかが自由主義にとって1つの試金石となっていたにも関わらず、最近のトクヴィル研究に目を転じるならば、トクヴィルの立場は、「一方で社会領域を主題化する諸潮流」と「他方で歴史を主題化する諸潮流」に対する孤独なたたかいを挑み、「政治の活性化」をはかっていったというような解釈が施されている。つまり前者が指示しているのは政治を「社会」に解消しようとする自由主義・社会主義者であり、後者はヘーゲルやギゾーに典型的に見出せる政治を「歴史哲学」に解消しようとする立場を示すものである¹⁾。そしてこのような双方の立場を批判し、政治をその固有の領域として復権させようとしたのがトクヴィルであるとされる(宇野〔1998〕192頁)。このような解釈を検討し、その一面性を明らかにし、トクヴィルをより広い文脈で捉えることがもう1つの本稿の課題となるであろう。

1. 「社会問題」について

19世紀を産業革命に伴う「社会問題」によって、従来政治に期待された役割が社会・市場・連帯あるいは国民国家によって果たされるようになった「政治を昇華させた時代」としたうえで、トクヴィルを、このような「社会領域を主題化する潮流」を批判し、政治独自の領域を確保しようとしたとする解釈(宇野〔1988〕191-2頁)が依拠しているのは、ハンナ・アレントやS. ウォーリン²⁾の議論であろう。ここでは、ハンナ・アレントの『革命について』の「社会問題」に関わる議論を中心に検討して、それをトクヴィル解釈に適用する際に生じる問題点を指摘することにする。

1) 先の論文で明らかにしたように、トクヴィルは決してこのような19世紀的な歴史観から自由であったわけではない。アルジェリアを論じる際には、常に野蛮→未開→文明といった枠組みに依拠したのであった(稲井〔2000〕)。このことは彼とモンテスキューとの関係を考察する際、看過してはならない点のように思われる。モンテスキューにあっては空間における対象の相互比較が方法の中心をなすが、トクヴィルはこのような方法を採用しつつも、対象の時間軸による序列を問題とするのである。

2) ウォーリンは、19世紀の社会思想家・政治思想家を次の様に特徴付ける。「社会現象を支配する『法則』が存在し、これらの法則を発見することは可能であるという信念、これらの法則の作用は、それに対する抵抗が社会の破滅を招くという意味で、『必然的』であるという信念、その帰結として、これらの法則がもたらす、規定的指示に人々は順応すべきだという信念、これらすべてをまとめて一つの世界観に仕上げてしまうと、そこにはもはや、政治や政治的技術の実践のためにも、またすぐれて政治理論と名づけられるべきもののためにも、どんな余地も残されていなかったのである。」

(Wolin〔1960〕邦訳 417頁)

ハンナ・アレントは、『革命について』において、フランス革命とアメリカ革命を「自由の創設」の観点から対比させ、後者の意義を顕揚したのであった。そこでは「自由の創設」にかかわる統治の問題である「政治問題」と歴史的必然＝生物的過程にかかわる「社会問題」が峻別されることになる。この歴史的必然＝生物的過程とは、人間の肉体の生命過程の次元にかかわり、「われわれの活動から独立した自動的で不可抗力的な」ものであり、われわれが意識的に行動し活動することが少なければ、ますます「固有の必然性」を押し付け、「全人類の歴史の基礎にある純粹な偶発事の宿命的な自動性」で人間を威圧するものである（Arendt [1962] 邦訳89-90頁）。アレントによれば、フランス革命において問題になったのは一般的な経済的・政治問題ではなく人民であり、人民が要求したのは政治以前の暴力的なものであった。そしてその結果は次のようになる。

「革命が貧民にたいして政治的領域の門をひらいて以来、この領域は実際『社会的』と なっていった。この領域は実際には家政の分野に属するような事柄、そしてたとえ公的領域に持ち込まれるのが認められても、政治的手段では解決できないような事柄や問題に圧倒されていた。というのは、それは、説得と決議という二重の過程で解決されるような問題ではなく、むしろ専門家の手に委ねられるべき管理の問題であったからである。」（Arendt, [1962], 邦訳 135頁）

つまり、本来は専門家に委ねられるべきであり、家政に属する事柄が、人間の自由にかかわる「政治領域」に闖入することで、政治の本質が政治ならざるものつまり「社会的」なものに変質してしまったことをアレントは批判的に述べているのである。このような観点からのアメリカ革命とフランス革命の対比は、ある意味で鮮やかであり、彼女の独創性を示すものであるが、同時に問題を孕むもののように思われる。たとえば千葉真が指摘するように、アレントにおいては、政治革命が早晩「社会問題」に取り組むことが不可避であるという認識を欠き（千葉 [1996] 240頁）、「社会問題」を「自由の構成」という基本的に政治的革命的課題から排除しようという前提には、政治的なるものと、非政治的なるものとの領域区分に関する不当にステイックな本質主義的仮定が潜入していることを指摘することができるであろう（同上、132頁）。さらにこのような指摘にとどまらず、本質的な政治の立場からの、「社会問題」へと横滑りした政治を断罪することに力点を置くこの立場は、この「社会問題」をめぐる行なわれた様々な実践を独自の問題領域として検討する道をふさぐことに至るであろう。フランス革命後のフランスは、まさにこの「社会」という領域においての様々な実践を通して、新たな秩序の摸索が行なわれることになるのだが、このような実践の具体的分析こそが追求されるべきであろう。R. カステルは、リトレの辞典を引用しながら「社会」について次のように述べる。

「『社会とは、政治と対比される諸条件である。その諸条件は統治の形態の外にあり、大衆の知的・道徳的・物質的發展とかかわりを持つ。』社会的なるものとは社会の下層階級の物質的、それ以上に道徳的な状態を特徴付ける欠如を緩和しようとする実践の総体であ

る。「政治に対する」ということで、政治が意味するのは、これらの改革者が、実践的衣装をまとっている政治家が行う政治ではなく、国家を社会的実践の調整者にする政治に反対するということである。彼らが進める社会政策は、政府の責任によるものではなく啓蒙された市民によるものである。つまり下層階級に対する庇護の行使を自発的に請け負う責任である。」(Castel [1995] p. 243)

このような「社会」を巡る実践に対して、トクヴィルは決してアレントのような本来的な政治を対置する超越的な立場に安住していたわけではない。彼は、フランス道徳・政治アカデミー³⁾の会員として「社会問題」と実践的に対峙し、シェルブールのアカデミーの依頼で2編の救貧論を書くことになる⁴⁾。

2. トクヴィルの救貧論

§ 1. 『アメリカの民主主義』における貧困問題

ここでトクヴィルの救貧についての議論を検討する前に、彼の主著である『アメリカの民主主義』における貧困の認識を見ることにする。貴族制と対比され「諸条件の平等」(égalité des conditions)を特徴とする民主主義社会において貧困の問題はどのような位置を占めるものとして彼は考えていたのだろうか。

彼によれば、民主制のもとにおいては、貴族制のもとでははっきりと分離されている「利益の理念」と「労働の理念」が結合され、利益のための労働が推奨されることになる。そして「福祉(bien-être)への普遍的欲望」によって、人々は商工業に駆り立てられることになる。

「人間の心の中に、この世での財産に対する愛着を、支配的にする全ての原因によって、商工業は発展する。平等もこれらの原因の一つである。平等は、商売への好みを直接的に人々に与えることによってではなく、人々の魂のうちで福祉への愛を間接的に強化し、一般化することによって、商業を促進する。」(Tocqueville [1840] p. 194, 邦訳 287頁)

このような民主制における、産業の発展をトクヴィルは、楽観的に観察していたわけではない。彼は産業的恐慌を「今日の民主的国民の流行病」と考える(*ibid.*, p. 200, 邦訳 286頁)だけでなく、次のように分業が労働者に及ぼす影響を描く。

「労働者は、その知性を些細事のみ研究にますます向ける一方、雇用主はその眼を一層大きな全体に注ぐ。そして雇用主の精神は、労働者の精神が狭小化するにしたがって、拡

3) フランス道徳・政治科学アカデミーの成立過程及びそれが行なった社会調査については、高木[1991]、富永[1985]を参照せよ。

4) トクヴィルは、1835年に『シェルブール学芸協会論集』に『貧困に関する覚え書き』*Memoire sur le paupérisme*を公表し、1838年に続編を表わしたが発表されることはなかった。A. ジャルダンによれば第一論文の執筆時期は1835年に『アメリカの民主主義』前編が公刊されてから2回目のイギリス旅行の間である、この年の1-4月に執筆されたと推測されている(Jardin [1984] 邦訳 270-1頁)。前者について紹介した邦語文献に中谷[1986]が存在する。

大する。そのうちには、労働者は知性のない肉体力のみが必要になるであろう。」(ibid., p. 200, 邦訳 289-90頁)

労働者は「習俗や法律よりも強力な産業の法則」によってこの隷従状態からのがれることはできない(ibid., p. 200, 邦訳 289頁)。トクヴィルはこのような隷従関係を決して新たな支配関係として捉えずに、貴族制のアナロジーに依拠して、産業貴族(aristocratie manufacturière)の支配として把握する。そしてこの貴族階級は、国民大衆が民主主義に向かうにしたがって、一層貴族的になっていく。つまり「人々は、一方ですますます類似してくるが、他方ですますます異なってくる、そして大きな社会では不平等が減少するが、小さな社会では不平等は増加する。」(ibid., p. 201, 邦訳 291頁)しかしこのような産業貴族の存在は例外的なものであり「最も狭小で、最も危険の少ない」貴族であるとされる(ibid., p. 202, 邦訳 293頁)。それゆえ、貧民の救済に関しても、かつての土地貴族との対比で語られる。

「かつての土地貴族は、その下僕を救済したり、その貧窮をやわらげたりすることを、法によって、あるいは彼らの信じるところでは習俗によって義務づけられた。けれども今日の産業貴族は、自らの使用人を貧しくし、愚鈍にした後で、恐慌の際には、彼らを養ってもらうために公的扶助(charité public)に委ねる。(…中略…)労働者と雇用主の間には、関係はしばしば打ち立てられるが、真の結合は存在しない。」(ibid., p. 202, 邦訳 292-3頁)

ここで明示的にはのべられていないが、暗に貴族制のもとでは、土地貴族と下僕の間には、真の紐帯が存在していたことが前提にされている。ここでは、このような紐帯は対比的に語られるのみであるが、救貧問題を巡る議論においては価値判断を伴い、つまり公的扶助に対する批判を伴って提示されることを目にするようになる。

以上まとめるならば、『アメリカの民主主義』に見られる産業社会認識は、分業による労働者の人間性の喪失についての指摘があるものの、このような隷従関係が支配する産業を「小さな社会」と見なすことによって、貧困の問題つまり不平等の問題は、貴族制との対比はなされても、「デモクラシー社会それ自体に内在する固有の矛盾として捉えられる」(中谷〔1986〕45頁)ことはなかった。トクヴィルの民主主義論では、貧困問題は副次的な位置が与えられているに過ぎない。

§ 2. 『救貧をめぐる覚え書き』を巡って

1. 文明と貧困

先に見たように『アメリカの民主主義』では、民主主義との関係において貧困問題は、副次的なものであったが、『貧困に関する覚え書き』(以下『覚え書き』と略す)においては、文明の発展と貧困問題は必然的な関係を持つものとして描かれる。つまりトクヴィルによれば今日ヨーロッパを見渡して驚かされるのは、「最も貧しいように見える国において貧民の数は少な

く、富裕さを賞賛されている民族において住民の一部が他人の施しに生存を依存しなければならぬ」ということである。このことは、イギリスとスペインとを比較した場合にのみならず、イギリスの都市と農村を比較した時にもあてはまる。そしてこのような現象を理解するには「人間社会の起源に遡行する」必要があるとされる。彼が考える人類の歴史の発展過程は、要約すれば次のようになる。彼によれば、原初の人間が集住するのは、生活を享受するためでなく、生活手段の確保のためであり、それを手にすれば後は惰眠をむさぼるだけである。しかし人間が土地から収穫を生み出す技法を習得し、耕作者となると土地財産が知られるようになり、諸個人は自らを養うのに必要以上の土地を手にし、子孫代々まで永続させるようになる。ここに剰余が生まれ、これとともに、「肉体的自然の最も醜い欲望の充足と異なる享受への嗜好」が生まれる。ゲルマンの侵入によって彼らが手に入れたのは政府だけでなく土地財産もであり、所有者であった耕作者は小作人になり、不平等は法の中に記されることになり、ここに封建社会が形成され、中世が誕生することになる⁵⁾。封建社会においては、「土地を所有することなく耕作するもの」と「耕作することなく所有するもの」に住民は分けられるが、前者の運命は現在の民衆のものほど嘆かわしいものではなく、欲望は制限されたものであり、文明人が理解できない無為な幸福 (*bonheur végétatif*) を享受し、後者も一般に考えられているように享受を追求しているわけではない。しかし時代が進むに応じて、前者は安逸の甘美さを垣間見、後者は享受の範囲を広げる。そしてその欲望を満たすために、土地を捨てた、「自らの勤労によって労働するが土地を耕作せずに生活する多数からなる階級」つまり労働者階級が出現することになる。かれらは、作られたそして二次的な（直接の身体の保存とは関係しないという意味で）欲求に依存しているが、この充足は様々な原因や出来事によって制限・中断されることになり、この享受を欠いた場合恐ろしい貧困と死があるのみである (Tocqueville [1835] pp. 1156-1162)。つまり文明の発達には次のような結果をもたらす。

「社会が豊かになり、産業化し、繁栄するにしたがって、より大きな享受が多様化し、永続化する。享受が多様化し、永続化するに従って、これらの享受は慣習や凡例によって真の欲求になる。それ故文明化された人間は、野蛮な人間に比べて、ずっと運命の推移に晒されている。野蛮な人間には時々あるいはある環境においてしか起こらなかったことは、文明化された人間にとっては、絶えることなく、普通の環境において起こりうる。享受の範囲とともに、文明人は欲求の範囲を増大させたが、運命の一撃にも大きな場所を提供した。」 (*ibid.*, p. 1163)

トクヴィルの考えでは貧困とは相対的なものであり、欲望との関係で決定されるものである。望まれるべき享受の平均が最も高いイギリスにおいて、貧困の範囲が大きくなるのである。それゆえ、国民が豊かになるにしたがって、公的扶助に依存する人々の数も増加することになる。

5) A. ジャルダン は、このような把握はルソーの『人間不平等起源論』の影響が顕著に表れておりまたトクヴィルの文体にもルソーを読んだ影響があると解釈する (Jardin [1984] 邦訳 272頁)

このように欲求の増大を基点として歴史＝文明の進歩を描き、増大する欲求を満たす困難から文明の進歩と貧困の比例関係を説明することに対しては、歴史の具体例に照らして様々な批判をすることが可能であろう。(例えば近代的な労働者は、決して自らの増大する欲望を満たすために農業を捨てて工業労働者となったわけではなく、マルクスが言うように「資本の原始的蓄積過程」を通じて暴力的に形成される。) S. ドレッシャーは、ここでのトクヴィルのヨーロッパ経済の説明は物質的安楽を求める心理的欲求の役割にのみ関連付けられ、全体的な生産流通機構は経済的近代化の過程から捨象されているとして批判的に述べている (Drescher [1968] 邦訳 60-1頁)。確かにこのような批判は可能であるが、本稿の問題意識とのかかわりでより問題となるのは、ここでの貧困問題の位置づけと先にみた『アメリカの民主主義』での位置づけとのずれ、あるいは一貫性の無さである。『アメリカの民主主義』は、アメリカの現実を念頭におきつつもある種の民主主義の理念型をを提示するものであるのだが、そこにおいては貧困は「産業」という小さな世界の周縁的な出来事として見なされていた。トクヴィルは、民主主義の発展と文明の発展を二重映しにして理解していたにもかかわらず、この『覚え書き』では、文明の発展と貧困の増大の関係を説いているのである。民主主義において貧困は周縁的なものと考えながら、それについての考察を加えるだけでなく、予防策など具体的提言を行うことのずれに対してトクヴィルはどれだけ自覚的であったかはわからないが、ポーペリズムという未曾有の現象を眼前にした彼の理論的混乱を見出すことができるだろう。以上トクヴィルの貧困の理論的位置付けを見てきたが、彼の自由主義の特質を明確にするためには、この位置付けにとどまらず、彼の大衆的貧困に対する処方箋をみていくことが必要となる。

II. 公的扶助・個人的慈善の狭間で

文明の進歩とともに貧困が増加するという、この「文明の現実的運動」は、トクヴィルの考えでは、止めることは不可能であるが、「容易に予見できる必然的な悪を緩和する方法」を摸索する必要があるとされる (Tocqueville [1835] p. 1165)。そして『覚え書き』の第二部及び『貧困に関する第二論文』(以下『続覚え書き』と略す)において救貧のための具体的諸策についての検討がなされる。

トクヴィルが救貧策を論じるに当たって参照するのは、イギリスにおける公的扶助の実践である。T. B. スミスが詳細に論じているように (Smith [1997])⁶⁾、当時のフランスにおいては、強制的な全国的な扶助プログラムに対する恐怖は、イギリスの救貧法に対する蔑視に根差し、あらゆる公的扶助の主張は、イギリスでのワークハウスあるいは救貧法と同一視されるこ

6) 彼によれば、「イギリスの安定した政治体制・文学・ファッションの賛美者はこと欠かなかったが、フランス人が階級関係や救貧法に目をむけるとほとんど賛美者は見出せなかった。」(Smith [1997] pp. 998-9) 「リベラル経済学者・社会的カトリック・あらゆる色合いの共和派は、同じ証拠を利用し、同じアナロジーを引き出し、救貧法の本質的危険についての同じ結論に至った。」(Smith [1997] p. 999)

とになった。トクヴィルはこのような支配的な見方を共有しながら公的扶助について論じることになる。彼によれば、イギリスは人口の3分の2が商業と産業に従事し、それ故最も運命の転変に晒され、他の国に比べて貧困が増大し、公的扶助がはやくから認められた（エリザベス救貧法）国である。しかしこのような公的扶助は個人のレベルと社会のレベルの双方において有害な影響を及ぼすことになる。まず個人のレベルでは、人間を労働にしむける「生存のための必要」と「生存条件の改善の欲望」のうち、公的扶助は前者を破壊し、後者をのみ温存し、国民の活動的で勤勉な部分に依存する、怠惰な貧民を生み出すことになる。怠惰な貧民を生み出すことはないと考えられている真の貧民と悪い貧民の区別に基づく公的扶助や労働の対価としての公的扶助については、トクヴィルはこれらに対しても否定的な見解を持っていた。前者については、「このような検査に専念できる良識・時間・才能・方法を持った行政官は何処にいるのだろうか」と区別の不可能性を指摘し、後者については貧民の数と提供される仕事の数の調整の問題や仕事を管理する人の問題を引き合いに出し結局はイギリスのように労働を要求せずに給与だけを与えることになるとして退ける（*op. cit.*, pp. 1167-9）。しかしトクヴィルが最も重視するのは社会的なレベルの悪影響のほうである。公的扶助と個人的施しは次の様に対比される。

「個人的施しによって、貧者と富者の間の貴重な絆が打ち立てられ、財産によって分断されていても、2階級は意志によって接近する。公的扶助の場合はそうならない。つまり富者は、貧者を立法者によって富者の財産の一部を与えられる空腹な外国人であるとしか見ず、また貧者は拒まれることがなく、他では満たされえない恩恵に対して感謝の念を欠くことになる。（…中略…）公的扶助は、世界の開始から存在し、貧者と富者と呼ばれる対立する2階級を同一の人民に統合することなく、この階級間に打ち立てうる唯一の絆を破壊し、この階級をそれぞれの旗の下に配置する。」（*op. cit.*, p. 1171）

このように個人的施しが打ち立てる「道徳的な絆」が強調され⁷⁾、体の弱い子供・衰弱した老人・病人・「狂人」などには公的救済が認められるにしても、貧民の必要を満たすための公的扶助は、規則的・恒常的・行政的なシステムが治癒できる以上の貧民を生み出し、住民を墮落させ、預金の源泉を枯らし、資本の蓄積を止め、商業の飛躍を抑えるだけでなく、国家の中に暴力革命を呼び込むとまで結論づけられる（*op. cit.*, pp. 1178-9）。このように見てくれば、トクヴィルの議論は、A. ハーシュマンが類型化した「反動のレトリック」のう

7) このようなトクヴィルの把握の背後には先にも見た貴族制のもとにおける農村のモデルの理想化があると思われる。このような農村的なモデルによる工場労働者や貧民における道徳的要素の欠如の批判は、この時代の社会調査の共通した批判である。たとえば1830年代に繊維工業を丹念に調査したヴィレルメもこのような立場からの批判を共有している。例えば清水 [1996], 39頁を参照せよ。このような「道徳的な絆」の強調は、T. スミスによれば、「(対面的な関係が消えた) 匿名的な階級社会の増大の最初の兆候、つまり1830年代に多くの都市のフォーブールで進行中の過程に対する、フランス人の不安」を表わすものである (Smith [1997] p. 1006)。

ちの「逆転テーゼ」つまり「社会福祉プログラムは貧困を縮小するどころか、むしろ作り出す」という立場⁸⁾ (Hirschman [1991] 邦訳 32頁) に要約することも可能であるが、彼の自由主義の特質を明らかにしようとするためにはこのような規定に立ち止まることなく、トクヴィルが公的扶助に対して提示する、オルターナティブの内容に立ち入るとともに、彼と同時代の特に「社会主義者」が大衆的貧困に対する処方箋として提起した「労働の権利」と「労働者アソシアション」に対する彼の態度を詳細に検討する必要がある。

トクヴィルの『覚え書き』では、公的扶助に対する個人的慈善の優位性が基本的に述べられた。にもかかわらず、最後の部分では「私的な施しが有用な結果をのみ生み出し、宗教的情熱に支えられ、満たすべき仕事があまり困難でなかった中世では、私的な施しで十分であったが、それが支えなければならない負担が重く、その力が弱くなっている現代では十分だろうか。(…中略…) それは一つの方法であるが、唯一のものではない」(*op. cit.*, p. 1179) として、私的な施しが決して必要にして十分なものでないことが述べられる。そして個人的慈善を補うものについての検討は、『続覚え書き』で行われることになる。ここにおいてもイギリスの例が参照されながら議論が進められる。彼によれば、貧民に転落する危険に晒されているのは、土地を所有しない農業階級と労働者階級である。農民の小土地所有が進んでいるフランスとは異なり、イギリスは大部分の農民は土地を所有しないので、土地所有者の気まぐれや農業における技術革新によって土地を追われ、貧民に転落する (Tocqueville [1838] p. 1182)。「富者の意志に依存している」彼らが、「過度の不摂生に身を委ね、日々を明日がないかのように生きている」のは、彼らが完全に財産を欠いているからであり、失うべき何かを手にするならば彼らは将来に備えるようになる。それゆえ農業階級の貧困を予防する最も有効な手段は、土地財産の分割である (*ibid.*, p. 1184)。

一方、労働者階級に目を転じるならば、彼らは「自らに属する財産を欠き、自らによって自らの未来の平穏さを保障し徐々に富に至る方法を見出せず、現在の享受に属さないものに対して無関心である。」(*ibid.*, p. 1185) しかし近代的国民のなかで依然として貴族的な形態を保持している産業においては、農業のように財産を、非生産的にならずに分割する方法はいまだ見出されていないので、他のところにそれは求められねばならない (*ibid.*, p. 1184)。それは、貯蓄銀行 (*caisse d'épargne*) に求められる。彼によれば、貯蓄銀行こそが、「動産が同一の人物の手に集中することの悪影響と戦うために、そして産業階級が持っている所有の精神と慣習を与えるために、利用できる唯一の手段であり」、その目的は「貧民が繁栄している時に徐々に資本を蓄積し、貧困に陥った時に利用できるようにすることである。」(*ibid.*, p. 1188) しかしこの制度を万能と見なすことには警戒する必要がある、よりよい運用のために貯蓄銀行

8) 「(貧困層に対する社会扶助という問題に関して) 逆効果が生じるという経済的論拠が最初に登場したのは英国救貧法を巡る論争のさなかであった。この法律を批判したひとびとは、デフォーからパークあるいは、マルサスからトクヴィルに及んでいる。」(Hirschman [1991] 邦訳 32頁)

と公的質屋の組み合わせが提言される (*ibid.*, pp. 1194-95)。

以上、まとめるならば、『覚え書き』及び『続覚え書き』の立場は原則として公的扶助については反対しつつも、決して個人的慈善で十分であるとは考えず、国家によって運営される貯蓄銀行によって貧困を予防することが提言されるのである。(この場合においても国家に資本が集中することは問題視され、地方的な運用の重要性が述べられる。) このことを確認した上で、彼の「労働の権利」と「労働者アソシアション」に対する立場を見ていくことにする。

3. 「労働の権利」・アソシアションを巡って

ポーペリズムに対して敏感であったのは、なにもトクヴィルのような自由主義者に限定されたものではなく、「社会主義者」や職人組合運動や民衆運動がその解決を摸索した。そして2月革命の過程において民衆は、「労働の権利」や「労働の組織化」を政府に要求し、その結果として国立作業場が建設されたのだが、その作業場も6月に閉鎖され、閉鎖に対する民衆蜂起も鎮圧されることになる⁹⁾。このような状況の中、議会では共和国の憲法の中に「労働の権利」を明記するかを巡ってし烈な議論が展開されることになる¹⁰⁾。この論戦の中でトクヴィルは、ティエールを急先鋒とする「労働の権利」に反対する陣営にコミットし、9月12日に演壇に立ち自らの所信を表明することになる。

ところで、阪上孝が述べるように(阪上[1999] 255頁)、この「労働の権利」を巡る問題は、理論的に考察するならば、すでに革命期の貧困を巡る問題に胚胎するものであり、「人間と市民の宣言」を実質化しようとするフランスでは、貧困問題が経済問題としてのみ扱われるイギリスとは異なり、救貧問題は貧民の社会への包摂としてつまり貧民に対する扶助を権利—義務関係の中に組み込む観点から扱われることで「社会問題」を構成することになった。憲法制定議会での「労働の権利」を巡る論戦もこの社会への包摂にかかわる権利—義務をいかに定義するかということが主題をなした。以下、第二共和制に前後する様々な扶助の潮流や議会での扶助や労働の権利についての議論を広範な一次資料によりながら整理したF. ドレフュスの『第二共和制下の扶助1848-1851』(*L'assistance sous la seconde république 1848-1851*)を手掛かりにしなが、トクヴィルの発言を考察していくことにする。

「労働の権利」を憲法に明記することを主張する社会主義者(特にフーリエ派のコンシデラン)・共和主義者にとって、この権利は生存権以外のなにもものでもなく、それゆえ労働者に与えられる労働は、労働者にとって権利であり、逆にそれを保障することは、社会にとっては義務であることを要求した。彼らは、1789年の革命の掲げた「友愛」はドグマに過ぎず、2月革

9) この国立作業場の創設・閉鎖、それに対抗する民衆運動の展開は、喜安朗[1994]を参照せよ。

10) 共和国憲法制定の際の「労働の権利」を巡る論争を全般的に扱った邦語文献は管見では存在しないように思われる。この論争でのティエールの発言とルイ・ブランの関係に言及したものに高草木[1998]が存在する。

命はそれに実質的な意味を与える社会的なものであることを要求した。例えば、共和派の議員である A. クレピュウ (Alexandre Crépu) は次のように述べる。

「労働の権利は生存の権利以外のものではない。その他のものに優越する。憲法によって認められないならば、『自由・平等・友愛』のドグマを『自由・宿命』に置き換える必要がある。」 (Dreyfus [1907] p. 60)

「このような権利 (労働の権利) が存在しそれが現状を支配し、その享受を必要とする人によって要求されているならば、権利と義務の宣言の中にその権利の位置を与えるよりも、その権利を書かないことはより進歩と言えるだろうか、また黙ってやり過ごすほうがより危険ではないのか。ただ権利に対してのみ義務を書く必要があり、ただ労働に対してのみ将来に対する配慮を書く必要がある。」 (*ibid.*, p. 60)

トクヴィルが演壇に立つのはこのような立場を論駁するためである。彼は、労働を巡るこのような権利—義務関係を否定し、「労働の権利」を認めることを社会主義・共産主義と同一視して激しく非難することになる。つまりこの権利の擁護者が求めているのは、「労働に対する全般的で、絶対的で、抵抗することのできない権利」であり、それが生み出す結果は、

「国家が全ての労働者に彼らが欠いている雇用を与えることを企て、国家が徐々に産業的になるということである。国家が至る所で行く産業における企業家になるので (…中略…), 国家は抵抗できないまま自らが原則となり、すぐにいわば唯一の産業における企業家となる。このように諸個人の全ての資本を自らの手に蓄積し、ついに国家は全てのものの唯一の所有者なる。すなわちそれは共産主義である。」 (Tocqueville [1848] p. 1140)

彼は、このような「産業国家」を批判するとともに、社会主義は民主主義とは無関係であり、それが類似しているのはアンシャン・レジームであることを述べる (*ibid.*, p. 1144)。そして自らの立場は、大革命によって示された、政治の中に導入された慈善つまり「政治に適応されたキリスト教的慈善」¹¹⁾ であるとする。それは、「個人の配慮と賢明さを国家の配慮と賢明さに置き換えるものではなく」、「国家が利用できる手段によって (…中略…) 国家が手を差し伸べなくては、貧困に陥る人々に対して实际的・効率的に扶助を行う」ことである (*ibid.*, p. 1151)。(議会においては結局労働の権利は否定されることになり、トクヴィルの立場が勝利することになる¹²⁾。) このようなトクヴィルの発言は、労働の権利を絶対原則として認めるがそれを憲法に明記することに反対する彼の盟友であるボーモンの立場 (Dreyfus [1907] p. 52)

11) 彼はこの発言の結論部分 (Tocqueville [1848] p. 1152) で2月革命はキリスト教的で民主的でなくてはならないと述べている。

12) 労働の権利は586対187で否決され、前文の8条は次のように起草された。「共和国は、友愛に基づく扶助によって、窮乏化している市民の生存を保障する。それは、彼らに財源の範囲内で仕事を与え、家族がない場合、仕事ができないものに対しては扶助を与えることによって行う。」ここにおいて原理としての労働の権利は否定され、「財源の範囲内」という限定のもとでの仕事の付与が決定された (Dreyfus [1907] p. 71)。

と比較するならば、社会主義に対する敵愾心が過剰であるように思われるが、原則的な立場において他の反対論者と立場を異にするものではないであろう。この立場は、公的扶助に対して私的慈善の優位を強調するのではなく、労働の権利といった絶対的な権利を否定しつつも、「国家が利用できる手段」の範囲内での扶助（『覚え書き』で強調される自発的な私的な慈善とは異なり国家が行う）を行なうというものである。それゆえ、追求されるのは、国家の立場を「夜警国家」に限定することではなく、ポーペリズムと言った未曾有の現象に直面するに際して、国家の役割・個人の役割を再定義することであった。

そしてこのような再定義に際して、彼が構想した制度を検討することが、彼の位置を明瞭にするために必要である。貧困問題に関するトクヴィルの処方箋は、貯蓄銀行と公的質屋の組み合わせであったのだが、これはトクヴィルの独自性を構成するものではなく、これは当時のリベラルの共通した処方箋を構成するものであった。とりわけ貧困を個人の責任において考えるリベラリストにおいては、貯蓄は浪費を遠ざける特別なブルジョア的な美德として現われ、そしてリベラルのエリートは、扶助をなくして、それを貯蓄銀行に置き換えることによって、相互扶助制度を組織し、労働者を「感化し」、労働者自身が自助を行うことを構想した¹³⁾。しかしトクヴィルは、これらの自由主義者とは違って、公的な扶助と貯蓄銀行を対立的に考えるのではなく、これらの組み合わせを摸索したのであった。それゆえ彼の位置は先にも見たように、経済的自由主義者とは異なるところに位置する。

さらに貯蓄銀行とともに、トクヴィルは貧困問題に対する制度としてアソシアシオンを検討の俎上に挙げている。彼が『アメリカの民主主義』において、アソシアシオンを強調し、民主的専制に対する自由の防波堤として機能すると考えたことは周知の事実には属するのであるが、このようなアソシアシオンの強調は、この時代のリベラリストのアソシアシオンに対する否定的な見解¹⁴⁾に照らし合わせるならば、彼の立場の独自性をなすものであるかもしれない。喜安朗は、救貧問題に対するトクヴィルの立場を理想的な改善策は労働者による生産組合＝アソシアシオンの形成と考えるところにあるとして、「当時の自由主義者の中では最良の部類に属する」としている（喜安〔1988〕537頁）。しかし『続覚え書き』を検討するならばこのような理解は、誤読と言わないまでも、不十分なものであろう。確かにトクヴィルは、ティエールのように頭ごなしにアソシアシオンを否定しないが、ここでは『アメリカの民主主義』での議論とは異なり、アソシアシオンを無条件に認めないのであり、むしろ労働者アソシアシオンについては、経験に照らして次の様に否定的に述べる。

13) それは次の様なガルニエの言葉に見て取れる。「十分な給与を受け取っている家族の貧困を治癒するのは、その家族に将来の配慮と貯蓄の欲望を浸透させれば可能である。」(Gueslin [1987] p. 105)

14) 例えば、ティエールは「労働の権利」を巡る論争の中で、貯蓄銀行を勧めるとともに、「アソシアシオン？これはわれわれのうちでなされるユートピアのうちで最も馬鹿げたものである」と述べている (Dreyfus [1907] p. 62)。

「労働者が資本家なしで、自らのうちに結合し (s'associer)、資金を集め、組合の力を借りて自身で産業を管理しようと思ったが、彼らは成功することはできなかった。すぐに混乱がアソシアシオンの中にもたらされ、その推進者は不正を働き、資本が不十分となり十分保障されなくなり、商業的な関係は非常に制限されたものとなった。すぐに破滅的な競争によってアソシアシオンは解体を余儀なくされた。これらの試みは、特にこの7年間、われわれの眼前で何度も繰り返されたが、常に失敗に終わった。」(Tocqueville [1838] p. 1187)

このような労働者アソシアシオンは、アソシアシオンが少数の強力な個人の支配的な行動に取って代わっている民主主義の時代にあって豊かなものに思えるが、それはまだ時機尚早であるとして退けられるのである (ibid., pp. 1187-8)。ここでトクヴィルは、「労働の権利」を退けた際の強い敵愾心は見られないものの、「アメリカの民主主義」でのアソシアシオンの肯定的な立場と比較するならば、彼の党派的立場を読み取ることができるであろう。つまり「労働の権利」のみならず労働者アソシアシオンは、当時の社会主義者や労働者・職人運動が掲げるものであり、現実の社会を批判し将来社会の原理をなすものであった¹⁵⁾。トクヴィルにとって、これは「労働の権利」同様認められるものではなかった。前者とともに後者を退けて、これらと一線を画すというのが、彼の立場である。以上のことを踏まえて、トクヴィルの立場はいかに特徴付けられるであろうか。諸説を検討することで彼の自由主義を明らかにすることが次の課題となる。

4. トクヴィルの「自由主義」——まとめにかえて

トクヴィルの「自由主義」は、ボッシュェによって「奇妙な自由主義」¹⁶⁾ (Boesche [1987]) と呼ばれるのだが、「救貧問題」という具体的な問題を通してそれがいかなるものであるかを、諸説の検討を通して明らかにすることがここでの課題となる。

まず取り上げるべきはトクヴィルを「農本主義的な潮流」と同一視する P. ロザンバロンの解釈である。彼は、次の様なリュドリュ・ロランの言葉を引用しトクヴィルの立場と同一視する。

「諸君が理解しているように、私は同業組合の幹事会を再建することを要求しているので

15) 例えばアトリエ派は、普通選挙の実現による社会共和国の実現から労働の権利の保障及びアソシアシオンの普遍化を構想していた (河野 [1978] 292頁)。

16) ボッシュェは、トクヴィルの自由主義を自己利益に耽溺する中産階級を批判し、「自由」(個別的利害を超えた公的なものである)を擁護するものと解釈する。この解釈は、「正しく理解された自己利益」を軸に据えるトクヴィル解釈に対するアンチ・テーゼであるが、アンチ・テーゼであることによる一面性から自由でないように思われる。確かに本書は、トクヴィルの書簡をふんだんに利用し同時代の思想潮流との関連などが主題的に論じられてはいるが、具体的な社会問題に対するトクヴィルの立場の考察が弱いように思われる。

はない。私が要求しているのはわれわれの都市で増大し堕落している非常な数の労働者を、農業の持つ保護の力や気高くする力によって、農業に引き戻すことである。」

(Rosanvallon [1990] p. 164)

この立場は、貧困は産業時代への進展と不可分のものであるので、産業自体を疑問に付すことになる。それは、「同時に反産業的で反資本主義的なフランスの農本主義的な潮流」となり、保守的な部分と同様に共和主義的なサークルにおいても、社会的・知的な深い反響を呼び起こしたものとされる (*ibid.*, p. 164)。しかしトクヴィルはP. ロザンバロンの言うようなラディカルな農本主義者であっただろうか。先に見たように、トクヴィルの中に安定した農村社会に対する憧憬は認められるかもしれないし、また彼はそのような農村社会を基点に産業の持つ不安定性を浮き彫りにしたことは事実である。しかし『覚え書き』で述べられるように、文明の発展と産業は切り離すことはできず、彼はこのような文明の発展自体には異議を申し立てることはないのであり、また貧困に対する具体的な政策を述べた『続覚え書き』においても帰農政策は提示されることはなかった。それ故、P. ロザンバロンのようにトクヴィルをラディカルな農本主義者の一員と見なすことは根拠に乏しいように思われる。

次にG. ヒンメルファー¹⁷⁾は、現代的な福祉国家の批判(具体的にはアメリカでの entitlement に対する批判)という見地に立ち、『アメリカの民主制』と『覚え書き』の関連を次の様に述べる。

「この点(権力の権限の委譲)に関して、トクヴィルの公的扶助に対する私的慈善の議論は、ますます重要性を帯びることになる。なぜならそれは『アメリカの民主制』の主要な主題の1つ、つまり市民社会の重要性を確証するからである。公的扶助が個人的無責任と横柄な国家の双方を招くものならば、市民社会の諸制度を通して行なわれる私的な慈善は双方に対する治療となるかもしれない。(…中略…) トクヴィルの『覚え書き』は、その文書(『アメリカの民主制』)の価値のある脚注であり、市民社会という観念への注目すべき貢献である。」(Himmelfarb [1997] p. 31)

このような立場から、『アメリカの民主制』の分権論と『覚え書き』を結び付け、市民社会(この場合の市民社会は狭い意味での経済関係を意味すると考えられる)の自立性を強調した観点からの、トクヴィル理解は、後者のテキストに照らし合わせるならバイアスのかかったものといわざるを得ない¹⁸⁾。トクヴィルは、彼女の言うように単純に公的扶助と私的慈善を対立させたわけではなく、私的慈善は宗教的情熱に支えられた中世では十分であったが、現代では

17) 彼女は英訳版の『貧困についての覚え書き』に前書きを寄せている。このペーパーバック版の表紙には“Does public charity produce an idle and dependent class of society?”と書かれている。

18) トクヴィルは、サン・シモン派のような産業国家に対しては、批判的であったが決してそれは自由放任主義の立場から行ったわけではない。公共の繁栄のためには行政が商業財産に関与する必要性を認めた上で、自由の条件を考えたのである(小山[1986])。

それだけでは不十分であるという認識から『続覚え書き』においてそれを補う諸策を検討したのであった。さらに、そこで提案される「貯蓄銀行」は、国家によって運営されるものであった。

このように、公的扶助が隷従の道を開くというハイエク流の「新自由主義者」にトクヴィルを仕立て上げようとする企てに対して、F. メロニオは、トクヴィルの『旧体制と革命』の草稿の次の部分を引用して答えようとする。

「私は『法的救済』に反対するあらゆる言い分を知っているが、そのことによって奴隷制が廃止されそして小作地が消滅したときには、『法的救済』が必要であると考えることが妨げられたりほしくない。有産階級が貧困階級を扶助し、最も厳しい貧困から保護する直接的で永続的な関心及び緊密な義務をもはや持ち得ない時、必要なのは法が有産階級にそのことを強制することである。(…中略…) 階層の旧来のヒエラルシーの最後の痕跡が消え去り、人間が相互に孤立し、独立し無関心となったとき、このような法制化は絶対に不可欠である。民主主義社会と法的救済は相互に支え合う2つのものである。」(Mélonio [1997] p. 345)

彼の理解では、トクヴィルは貧困は個人の過失や不幸から生じるのではなく、経済の構造自身から生じることを理解し、犠牲者に対する望ましい「法的救済」が存在すると考えたことになる。そしてトクヴィルの望んだ社会政策(彼の言葉では「政治に適用されたキリスト教」)は、規制されない競争的な資本主義とはほど遠い社会民主主義の揺籃形態であると特徴づける(*ibid.*, p. 346)。しかしこのような理解もまた別の立場からの一面的なトクヴィル像を作りあげるものではないだろうか。確かにこの部分の引用は、『覚え書き』の論調とは、明らかに異なり、トクヴィルの「公的扶助」に関する立場の変化(あるいは首尾一貫性の欠如)を示すものである。しかしメロニオのように『覚え書き』を検討することなく、この部分にのみ依拠してトクヴィルの立場を「社会民主主義の揺籃形態」とすることは問題を孕む。トクヴィルの問題設定は、引用のような記述がたとえあったとしても、「私的慈善」か「公的扶助」かという二者択一的な選択を迫るものではないと考えるべきである。つまり先に見たように、トクヴィルの立場は、「労働の権利」や「労働者アソシアシオン」といった、社会組織の基盤に抵触しかねない要求を退けながら、「私的慈善」と「公的扶助」の組み合わせを通して「社会問題」に介入していくというものであった。

そしてこのようなトクヴィルの立場は、S. ドレッシャーによれば、彼のユニークな位置を示すものではなく、当時のフランス社会の通念に深く根差し、歴史的に明確に定義でき国際的広がりを有する名士階級によって構成される「人道主義」の立場に一致する。この立場の特徴は、進歩の観念に加担しつつも政治党派と一体化することを避け、経験的研究と周到な実験によって活動することである(Drescher [1968] 邦訳 85-90頁)。G. プロカッチは、このような科学的・実用主義的な立場に立ち、古典的な自由主義と社会主義とも区別される19世紀初頭の実践の総体を社会経済学(*économie social*)としている。「それが指し示すのは、経済問題を

描く新たな方法である。その方法は、経済機能の特殊社会的影響とりわけ産業化の過程にある住民に対する有害な影響の分析に特権的位置を与える。」(Procacci [1993] p. 164) その担い手は、政治・道徳科学アカデミーに所属する経済学者・衛生学者・著述家・行政官・技師・慈善家であるが、正確な概念化された学説ではなく、対処する問題と解決のためにとる戦略によって定義付けられるものである (*ibid.*, p. 169)。彼女の理解によれば、社会経済学は産業社会自体を疑問視しないが政治経済学に解消されない特殊社会的な性格を帯びる知であり、モラルの言説¹⁹⁾の利用による非経済学観点からの自由放任主義のドグマの放棄を正当化し、個人の自発性と公的介入を結び合わせる観点を支持する²⁰⁾。別の言い方をすると、介入主義と自由主義の間においてこの言説の支持者が試みたのは、微妙な調合であり、その目的は相互の排除が保障しないように思われる均衡に至ることである (*ibid.*, p. 170)。トクヴィルの立場は、このような潮流との関係で理解されねばならない。このように同時代の中の具体的な社会問題とかかわらせることによってのみ、「奇妙な自由主義」や「保守的自由主義」と様々なレッテルが貼られるトクヴィルの自由主義の立場を理解することができるであろう。

本稿は、トクヴィルの救貧問題と労働の権利に関する議論を中心に据え、様々なトクヴィル解釈を検討してきた。従来正面から論じられることの少なかった救貧問題と労働の権利について検討することで、本稿は彼の自由主義の特質を明らかにしたが、一方で救貧問題という社会問題に対する同時代の様々な論者とトクヴィルとの関係にたいする考察を欠き、G. プロカッチの議論に依拠してトクヴィルを、道徳・政治科学アカデミーに所属する学者・実務家などを中心にして形成される「社会経済学」の潮流と関連づけるにとどまった。今後、救貧問題を巡る様々な一次資料を検討し、トクヴィルの同時代における位置づけを明らかにする作業が必要である。特に A. ブランキや L. レポーや L. ヴィレルメが行なった社会調査や V. ヴァルジュモンのキリスト教経済学などと比較検討することで、救貧問題に関するトクヴィルの立場の独自性と時代拘束性が明らかにされねばならない。また G. プロカッチによる「社会経済学」の定義付けについても、論者により異論があるところであろう。この点に関しても、19世紀末の C. ジイドなどの議論の検討を通して深めていく必要がある。

参 照 文 献

- [1] Arendt, H. (1962), *On Revolution*, 志水速雄訳『革命について』, 筑摩書房, 1995。

19) 救貧問題についての社会経済学の立場は、「施しでもなく、権利でもなく」(Procacci [1993] p. 229) とされるが、トクヴィルの立場もこの枠組みの中に位置すると考えられるが、『覚え書き』の中では、道徳的要素＝習俗に対する考察が弱いように思われる。道徳的要素の強調は私的な施しのもたらす効果においてのみ検討され、後は制度的な分析に当てられていることは本稿で見た通りである。

20) R. カステルは、社会経済学の立場を「社会問題に対する政治的であると同時に非国家的な応答」(Castel [1995] p. 237) としているが、トクヴィルの立場からもわかるように必ずしも非国家的であることが強調されているわけでない、問題は国家的な介入と個人の自発性の調合である。

- [2] Boesche, R. (1987), *The strange liberalism of Alexis de Tocqueville*. Cornell University Press.
- [3] Castel, R. (1995), *Les métamorphoses de la question sociale Une chronique du salariat*, Librairie Arthème Fayard.
- [4] 千葉 真 (1996), 『アレントと現代—自由の政治とその展望』, 岩波書店。
- [5] Drescher, S. (1968), *Dilemma of democracy*, University of Pittsburgh Press. 桜井陽一訳『デモクラシーのディレンマ』, 荒地出版社, 1970.
- [6] Dreyfus, F. (1907), *L'assistance sous la seconde république (1848—51)*, Paris.
- [7] Gueslin, A. (1987), *L'invention de l'économie sociale: Le XIX siècle français*, Economica.
- [8] Hirschman, A. (1991), 岩崎稔訳『反動のレトリック—逆転, 無益, 危険性』法政大学出版, 1997。
- [9] Himmelfarb, G. (1997). "Introduction", in *Memoir on pauperism*, Ivan R. Dee, Inc. Publisher.
- [10] 稲井 誠 (2000) 「トクヴィルのアルジェリア論—政治理論と『社会問題』を巡って」『経済学雑誌』第100巻4号。
- [11] Jardin, A. (1984), 大津真作訳『トクヴィル伝』, 晶文社, 1994。
- [12] 河野健二編 (1979), 『資料フランス社会主義—二月革命とその思想』, 平凡社。
- [13] 喜安 朗 (1988), 「解説」(『フランス2月革命の日々—トクヴィル回想録』, 岩波書店)
- [14] ——— (1994), 『夢と反乱のフォーブール—1848年パリの民衆運動』, 山川出版社。
- [15] 小山 勉 (1986), 「トクヴィルとサン・シモン派—『産業国家』観をめぐって」, 『思想』733号。
- [16] Mélonio, F. (1997), "Tocqueville et le despotisme moderne", in *Revue française d'histoire des idées politiques*, No. 6.
- [17] 中谷 猛 (1981), 『フランス市民社会の政治思想—アレクシス・ド・トクヴィルの政治思想を中心に—』, 法律文化社。
- [18] ——— (1986), 「アレクシス・ド・トクヴィルの『救貧についての覚え書き』について」, 『立命館法学』4・5・6号。
- [19] Procacci, G. (1993), *Gouverner la misère La question sociale en France 1789—1848*, Seuil.
- [20] Rosanvallon, P. (1990), *L'État en France de 1789 à nos jours*, Seuil.
- [21] 阪上 孝 (1999), 『近代的統治の誕生』, 岩波書店。
- [22] 清水克洋 (1996), 『フランス工場体制論』, 青木書店。
- [23] Smith, T. (1997), The ideology of charity, the image of the English poor law, and debates over the right to assistance in France, 1830-1905, in *The Historical Journal*, 40.4.
- [24] 高草木光一 (1998), 「1848年におけるアソシアシオンと労働権—ルイ・ブランを中心にして」, 的場昭弘・高草木光一編『一八四八年革命の射程』, 御茶ノ水書房, 所収。
- [25] 高木勇夫 (1991), 「ブルジョワ・イデオロギー研究—フランス学士院・道徳政治科学部門 (一九七五年—一八〇三年)—」, 長谷川博隆編『国家・中間権力. 民衆, ヨーロッパ史の現場へ』名古屋大学出版会, 所収。
- [26] 富永茂樹 (1985), 「統計と衛生—社会調査史試論」, 阪上孝編『1848 国家装置と民衆』, ミネルヴァ書房, 所収。
- [27] Tocqueville, A. (1835) Mémoire sur le paupérisme, in *Oeuvres Complètes d'Alexis de Tocqueville* 3-1, Gallimard, 1991.
- [28] ———. (1838) Deuxième article sur le paupérisme, in *Oeuvres Complètes d'Alexis Tocqueville* 3-1, Gallimard, 1991.
- [29] ———. (1840) *De la démocratie en Amérique*, GF-Flammarion, 1981. 井伊玄太郎訳『アメリカの民主政治』, 講談社, 1987。
- [30] ———. (1848) Discours prononcé à l'Assemblée constituante dans la discussion du projet de constitution, in *Oeuvres Complètes d'Alexis Tocqueville* 3-1, Gallimard, 1991.

- [31] 宇野重規 (1998), 『デモクラシーを生きる—トクヴィルにおける政治の再発見』, 創文社。
- [32] Wolin, S. (1960), *Politics and Vision: Continuity and Innovation in Western Political Thought*, 尾形典夫・福田歓一他訳『西欧政治思想史』, 福村書店, 1994年。

(付記)

本稿脱稿の後に, トクヴィルの救貧問題を主題とした E. Keslassy による *Le libéralisme de Tocqueville à l'épreuve du paupérisme* (L' Harmattan) が出版されたが参照することができなかった。

Coassin, A. (1987), *L'insertion économique sociale. La VIX dans l'économie*.

Hirschman, A. (1981), *政治経済学* (反論のトクヴィル), 経済学社, 1987.

Hinzelin, G. (1997), "Introduction", in *Mémoires de l'Institut de la Recherche Économique*, Paris, La Librairie de la Sorbonne.

尾形典夫 (1998), 『トクヴィル』, 福村書店, 1998.

尾形典夫 (1999), 『トクヴィル』, 福村書店, 1999.

尾形典夫 (2000), 『トクヴィル』, 福村書店, 2000.

尾形典夫 (2001), 『トクヴィル』, 福村書店, 2001.

尾形典夫 (2002), 『トクヴィル』, 福村書店, 2002.

尾形典夫 (2003), 『トクヴィル』, 福村書店, 2003.

尾形典夫 (2004), 『トクヴィル』, 福村書店, 2004.

尾形典夫 (2005), 『トクヴィル』, 福村書店, 2005.

尾形典夫 (2006), 『トクヴィル』, 福村書店, 2006.

尾形典夫 (2007), 『トクヴィル』, 福村書店, 2007.

尾形典夫 (2008), 『トクヴィル』, 福村書店, 2008.

尾形典夫 (2009), 『トクヴィル』, 福村書店, 2009.

尾形典夫 (2010), 『トクヴィル』, 福村書店, 2010.

尾形典夫 (2011), 『トクヴィル』, 福村書店, 2011.

尾形典夫 (2012), 『トクヴィル』, 福村書店, 2012.

尾形典夫 (2013), 『トクヴィル』, 福村書店, 2013.

尾形典夫 (2014), 『トクヴィル』, 福村書店, 2014.

尾形典夫 (2015), 『トクヴィル』, 福村書店, 2015.

尾形典夫 (2016), 『トクヴィル』, 福村書店, 2016.

尾形典夫 (2017), 『トクヴィル』, 福村書店, 2017.

尾形典夫 (2018), 『トクヴィル』, 福村書店, 2018.

尾形典夫 (2019), 『トクヴィル』, 福村書店, 2019.

尾形典夫 (2020), 『トクヴィル』, 福村書店, 2020.

尾形典夫 (2021), 『トクヴィル』, 福村書店, 2021.

尾形典夫 (2022), 『トクヴィル』, 福村書店, 2022.

尾形典夫 (2023), 『トクヴィル』, 福村書店, 2023.

尾形典夫 (2024), 『トクヴィル』, 福村書店, 2024.

尾形典夫 (2025), 『トクヴィル』, 福村書店, 2025.